

会計について

適格消費者団体及び特定適格消費者団体の会計処理等について、検討すべきと考えられる事項は以下のとおり。

1. 会計関係

(1) 適格消費者団体の認定要件において、法人格が「特定非営利活動法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」のいずれかであることが求められる。

現在、適格消費者団体は13団体存在し、うち12団体がNPO法人、1団体が公益社団法人となっている。

会計処理について、適格消費者団体特有の会計基準は存在せず、各法人がそれぞれの法人格に沿う会計基準に基づき行われている（NPO法人の会計基準については、NPO法人会計基準協議会が策定したNPO法人会計基準が望ましい会計基準とみなされるものとされている（「特定非営利活動促進法にかかる諸手続の手引き」180頁参照）。公益法人については、内閣府公益法人認定委員会が策定した公益法人会計基準が存在している。）。)

今後、「一般社団法人」若しくは「一般財団法人」の団体が認定されることもあり、これらの団体が行うべき会計処理について検討が必要である。

(2) また、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が提出することとなる「収支計算書」について、NPO法人では「活動計算書」、公益法人においては「正味財産増減計算書」、一般社団法人及び一般財団法人において「損益計算書」となっており、これらの整合性をとることが必要ではないか。（参考資料4参照）

消費者契約法
第三十一条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

(3) なお、「収支計算書」とは、事業年度における収入及び支出の明細を記載したものであり、適格消費者団体及び特定適格消費者団体においては、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に関する収入及び支出の状況を明らかにし、業務の実施状況を示しつつ、その適正化を図る観点から、作成及び提出を義務付けているものである。

これに対し、「活動計算書」とは、事業年度における収益及び費用の明細を記載したものであり、正味財産の増減原因を示すことにより、当該法人の業務の実施状況を明らかにしようとするものである。

「正味財産増減計算書」とは、事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示することにより、当該法人の業務の実施状況を明らかにし

ようにするものである。

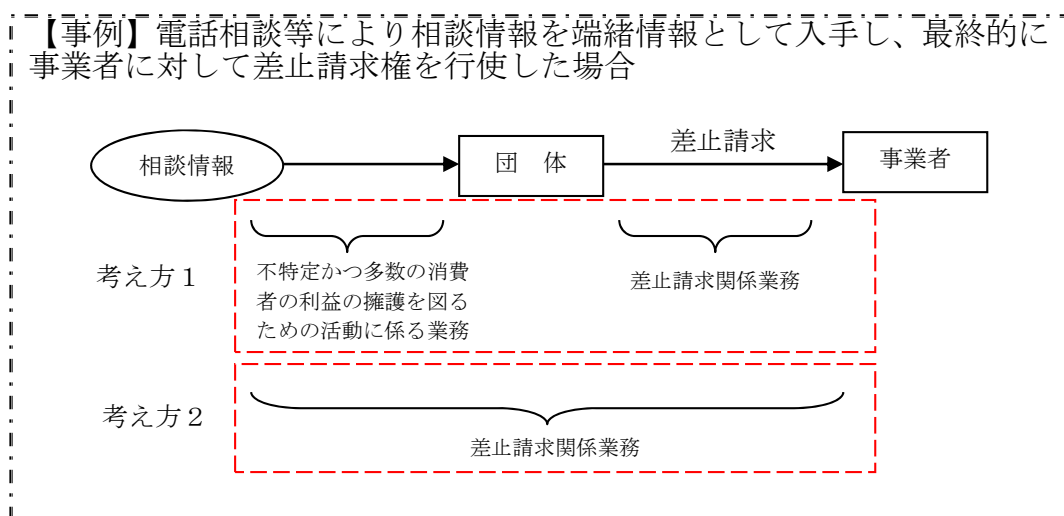
「損益計算書」とは、一会計期間に属するすべての収益及び費用の状況を表示することにより、当該法人の利益の状況を明らかにしようとするものである。

このように、それぞれの書類の位置づけ及び目的は異なるものであるが、適格消費者団体及び特定適格消費者団体において「収支計算書」の作成及び提出を義務付けている趣旨を踏まえると、当面は、NPO法人である適格消費者団体及び特定適格消費者団体においては「活動計算書」をもって「収支計算書」に代替するものとし、公益法人である適格消費者団体及び特定適格消費者団体においては「正味財産増減計算書」をもって「収支計算書」に代替するものとするのが考えられるのではないかと。これに対し、一般社団法人又は一般財団法人である適格消費者団体及び特定適格消費者団体においては、「収支計算書」と「損益計算書」の位置づけ及び目的の相違を踏まえると、「損益計算書」をもって直ちに「収支計算書」に代替するものとするのは適当ではなく、差止請求関係業務及び被害回復関係業務の公益的な性格も合わせて考えると、公益法人会計基準で示されている「正味財産増減計算書」をもって「収支計算書」に代替するものとするのが適当ではないかと。

2. 区分経理

(1) 消費者契約法第 29 条及びガイドラインにより、収支計算書については「差止請求関係業務」、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（差止請求関係業務を除く）」、「それ以外の業務」に区分することとなっている。しかしながら、区分経理の基準がないことから各団体の判断により区分経理がされており団体間の統一がないため一定の基準を設ける必要があると考えられる。

なお、「差止請求関係業務」と「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（差止請求関係業務を除く）」については区別することが困難であるケースが存在する。



消費者契約法
第二十九条（略）
2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。
一 差止請求関係業務
二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）
三 前二号に掲げる業務以外の業務

ガイドライン

5. 監督

(2) 財務諸表等（法第 31 条第 1 項及び第 5 項関係）

法第 31 条第 1 項に規定する収支計算書は、法第 29 条第 2 項に規定するところにしたがい、区分して作成しなければならない。また、法第 28 条第 1 項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況が明瞭に記載されていないなければならない。

法第 31 条第 5 項に規定する「正当な理由がある場合」とは、例えば、同一の請求を合理的な理由もなく繰り返すなど、当該請求が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該適格消費者団体に損害を加える目的でされる場合や、請求が集中することにより当該適格消費者団体の業務活動に支障が生ずるなどの場合が該当する。

(2) 区分経理にて、NPO 法人、公益法人及び適格消費者団体の区分方法について、整合性を図る必要があるのではないか。

(3) これに関し、適格消費者団体における「差止請求関係業務」、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（差止請求関係業務を除く）」及び「その他の業務」については、ある活動の内容が実質的に他の活動の内容と重複することがあり、厳密に区別をすることが難しいことがあり得るとともに、別々の収支計算書を記載することによる団体の事務負担を軽減する必要があると考えられる。

そこで、原則として、収支計算書は一つ作成し、その記載内容としては、業務の内容に応じ収入及び支出の額を適宜案分して記載することで足りることとした上で、注記ないし事業報告書に記載させる等の措置を講じてはどうか。（参考資料 5 の 7 ページ参照）

(了)